

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
るときは、その
翌日)

目 次

- ◇ 規 則 市町村に対して交付すべき昭和五十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則
- ◇ 告 示 土地改良事業計画の変更の適否の決定
土地改良事業計画の適否の決定(二件)
鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等の一部改正
- ◇ 選 管 告 示 選挙管理委員会の招集
- ◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集
- ◇ 公 告 危険物取扱者試験の実施

規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十三号

市町村に対して交付すべき昭和五十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(端数計算)

第二条 基準税額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算するものとする。

(市町村民税の所得割に係る当該年度に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの当該年度に係る基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[(38,754円 \times a) \times A - B + C + D \right] \times 0.731 \times 1.0020381$$

算式の符号

A 昭和52年度市町村税課税状況等の調(昭和52年6月17日付受地第242号各市町村長あて総務部長通知に基づき調査をいう。以下同じ。)
第12表合計の表頭「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるとき

は、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和52年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(h)欄に係る額に1.033を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和52年度市町村税課税状況等の調第16表(退職所得の分離課税に係る所得割額に関する調)の表側「昭和51年度」のうち「計」欄に係る額に1.365を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和53年度分離短期譲渡所得及び分離長期譲渡所得に係る調定見込額に関する調(昭和53年4月19日付発地第44号各市区町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。)の表頭「昭和53年度調定見込額等」のうち「計C」欄に係る額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBの欄に定める単位数補正率
(市町村たばこ消費税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村たばこ消費税の市町村たばこの基準税額は、知事が次の算式により算定した額(算定の過程に「a」「b」ただしこの本数に整数未満の端数を切り捨て、その端数を四捨五入する。)となる。

算式
$$\{6,796円 \times (A \times B) \times 0.13575\} \times 0.9992709$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和52年3月1日から昭和53年2月28日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たばこの本数(500円未満の端数は切り捨て、500円以上1,000円未満の端数は1,000円とする。以下本条において「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程においても同様とする。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b} + 1.018} \right) \times 1.039$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和50年3月1日から昭和51年2月29日までの間の売り渡し本数

(電気税の基準税額の算定方法)

第五条 電気税の市町村たばこの基準税額は、知事が次の算式により算定した額となる。

算式

$$(A \times B \times 0.75) \times 0.9984251$$

算式の符号

A 昭和52年3月1日から昭和53年2月28日までの電気料金に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気料金に係る電気税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の

過程においても同様とする。))

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + 1.1450 \times 1.0269\right) \times 1.0662$$

a 昭和51年度の当該市町村における電気料金に係る電気税のうち現年課税分の収入額

b 昭和49年度の当該市町村における電気料金に係る電気税のうち現年課税分の収入額

(ガス税の基準税額の算定方法)

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$(A \times B \times 0.75) \times 0.9899392$$

算式の符号

A 昭和52年3月1日から昭和53年2月28日までのガス料金に係るガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであつた額の合算額

B 次の算式によつて算定したガス料金に係るガス税の伸び率(小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程においても同様とする。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + 1.0004 \times 1.1173\right) \times 0.9237$$

a 昭和51年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現年課税分の収入額

b 昭和49年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現年

課税分の収入額

(木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法)

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和四十九年、昭和五十年及び昭和五十一年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に、次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて算定するものとする。この場合において、その算定の過程及び算定した数量に一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

区	分	素材生産量補正率
杭木用材及びパルプ用材として使用されるもの		〇・六九一五〇三
その他のもの		〇・六三二八六六

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十三年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 市町村に対して交付すべき昭和五十二年分地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則(昭和五十二年十二月鳥取県規則第七十三号)は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乘する率

課 税 標 準 額 の 段 階	乗 率
五万円以下のもの	八・三九三

五万円を超え十万円以下のもの	二・九六一
十万円を超え三十万円以下のもの	一・六〇二
三十万円を超え五十万円以下のもの	一・一〇八
五十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇二二
八十万円を超え百十万円以下のもの	一・〇〇七
百十万円を超え百五十万円以下のもの	一・〇〇四
百五十万円を超え二百五十万円以下のもの	一・〇〇二
二百五十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	一・〇一八	一・二四六	東郷町	一・〇五九	〇・八一五
米子市	一・〇二九	一・一九一	三朝町	一・〇八一	〇・六五六
倉吉市	一・〇三七	〇・九三八	関金町	一・〇五〇	〇・五九二
境港市	一・〇三二	一・〇五〇	北条町	一・〇一五	〇・六七五
国府町	一・〇一三	〇・七八二	大栄町	一・〇一四	〇・八五六
岩美町	一・〇三三	〇・九〇〇	東伯町	一・〇三〇	〇・七三〇
福部村	一・〇〇一	〇・六二〇	赤橋町	一・〇四七	〇・八三三
郡家町	一・〇二五	〇・八六〇	西伯町	一・〇六〇	〇・七〇九
船岡町	一・〇八八	〇・七六〇	会見町	一・〇三一	〇・六九三
河原町	一・〇四二	〇・七一六	岸本町	一・〇五二	〇・七二五
八束町	一・〇二四	〇・六七八	日吉津村	一・〇四五	〇・八〇六
若桜町	一・〇四二	〇・六八四	淀江町	一・〇二七	〇・七三七

告示

鳥取県告示第九百九号

昭和五十三年七月十二日付けで大原千町土地改良区から申請のあつた土地改良(大原千町地区ほ場整備)事業計画の変更については、審査の結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
 - 土地改良事業変更計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間

用瀬町	一・〇四九	〇・七二二	大山町	一・〇二九	〇・七三一
佐治村	一・〇六五	〇・四六九	名和町	一・〇六〇	〇・七五三
智頭町	一・〇三二	〇・八四二	中山町	一・〇二九	〇・七四五
気高町	一・〇一二	〇・七三九	日南町	一・〇五五	〇・七八九
鹿野町	一・〇四八	〇・七〇四	日野町	一・〇六五	〇・八三四
青谷町	一・〇五一	〇・七二五	江府町	一・〇四九	〇・六八四
羽合町	一・〇一三	〇・七六〇	溝口町	一・〇六五	〇・八〇五
泊村	一・一〇一	〇・六〇五			

昭和五十三年十月二十五日から二十日間
縦覧に供する場所

岸本町役場及び西伯郡岸本町吉長五八一番地
大原千町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十号

昭和五十三年七月二十一日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(妙徳寺地区農業用排水)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期

間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十一号

昭和五十三年八月二日付けで鳥取市から申請のあつた土地改良(広岡地区農道舗装)事業計画については、審査した結果適当と認めためたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十三年十月二十五日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第九百十二号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号(鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について)

の一部を次のように改正する。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

第三号の表の株式会社鳥取銀行の項中

米子駅前支店

米子市東町

を「米子駅前支店 米子市明治町」に改める。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第七十六号

昭和五十三年第十一回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

- 一 日時 昭和五十三年十月二十五日(水) 午前十一時
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県選挙管理委員会委員室
- 三 議題 昭和五十四年度選挙常時啓発事業計画について

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十三年十月二十四日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

- 一 日時 昭和五十三年十月二十五日 午前十一時十五分
- 二 場所 鳥取市東町一丁目二七一番地 鳥取県教育委員会委員室
- 三 議題
 - (1) 鳥取県立学校管理規則の一部改正について
 - (2) その他

公 告

消防法(昭和23年法律第186号)第13条の3第3項の規定により、危険物取扱者試験を次のとおり実施する。

昭和53年10月24日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 1 試験の種類
 - (1) 甲種危険物取扱者試験
 - (2) 乙種危険物取扱者試験
 - (3) 丙種危険物取扱者試験
- 2 試験の日時及び場所

- (1) 日時
- | | | |
|------------|---------------|---------|
| 甲種危険物取扱者試験 | 昭和53年12月4日(月) | 午前10時から |
| 乙種危険物取扱者試験 | 昭和53年12月4日(月) | 午前10時から |
| 丙種危険物取扱者試験 | 昭和53年12月4日(月) | 午後1時から |
- (2) 場所
- | | |
|-----------------|-------------------|
| 鳥取市東町一丁目220 | 鳥取県庁 |
| 倉吉市巖城279 | 鳥取県中部総合事務所 |
| 米子市柁町1の160 | 鳥取県西部総合事務所 |
| 米子市富士見町一丁目103の1 | 鳥取県西部広域行政管理組合消防本部 |
- 3 受験資格
- (1) 甲種危険物取扱者試験については、消防法第18条の3第4項の規定に該当する者
- (2) 乙種危険物取扱者試験については、消防法第18条の3第5項の規定に該当する者
- 4 受験手続
- (1) 受験願書受付期間
- 昭和53年10月24日から同年11月4日まで(郵送による場合は、11月4日までの消印のあるものは、有効とする。)
- (2) 提出書類
- ア 受験願書
- イ 甲種危険物取扱者試験又は乙種危険物取扱者試験を受験する者は、3の受験資格を有することを証明する書類
- ウ 写真 1枚
- 受験願書提出前6箇月以内に撮影した正面からの無帽かつ無背景

- の上三分身像の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものを
- エ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)第55条第5項又は第6項の規定により試験科目の一部を免除される者にあつては、受験願書提出の際、同条第5項又は第6項に規定する免状の写しを添付するとともにその免状を試験当日提示すること。
- 5 受験手数料及びその納付方法
- (1) 受験手数料
- | | |
|--------------|--------|
| ア 甲種危険物取扱者試験 | 3,000円 |
| イ 乙種危険物取扱者試験 | 2,000円 |
| ウ 丙種危険物取扱者試験 | 1,600円 |
- (2) 納付方法
- (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の手数料欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 6 受験願書提出先
- 鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部消防防災課